

G・I・NETインターネットサービス契約約款

第1条（約款の適用）

グレートインフォメーションネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、G・I・NETインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりG・I・NETインターネットサービスを提供いたします。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後のG・I・NETインターネットサービス契約約款によります。

2. 本約款の変更により当社は、本契約の変更に該当する契約者に対し、事前にその内容を紙面またはホームページ等で通知します。

第3条（サービスの種類）

G・I・NETインターネットサービスの種類及びその内容については、別表1のとおりとします。

第4条（申込方法等）

G・I・NETインターネットサービスの契約の申込は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出します。

第5条（契約の成立）

当社は、G・I・NETインターネットサービスの契約の申込があったときは本約款に基づきこれを承諾します。

2. 当社は、次の各号に該当する場合は、契約の申込を承諾しないことがあります。

- ①第1種電気通信事業者の事由により、当社がG・I・NETインターネットサービスを提供するための電気通信回線の提供が受けられないとき
- ②申込者がG・I・NETインターネットサービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
- ③G・I・NETインターネットサービスにおいてサービスの提供又は技術上著しく困難なとき
- ④契約の申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- ⑤申込者が当社またはG・I・NETインターネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

第6条（契約の単位）

G・I・NETインターネットサービスは契約者が使用する品目毎に締結し、一つの契約について一人に限ります。

2. 契約者がG・I・NETインターネットサービスの提供を受ける権利は、第三者に委譲もしくは譲渡することができません。

第7条（利用態様の制限）

契約者が、当該サービスに関して使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定します。

2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用してG・I・NETインターネットサービスを利用することはできません。

第8条（契約事項の変更）

契約者は、次の各号について変更できます。

- ①品目の変更
- ②回線の変更
- ③通信設備の設置場所の変更
- ④契約者の名称及び住所の変更

2. 前項各号について変更があるときは、当社所定の変更届書に記載し提出します。

3. 契約の変更については、第5条を準用して取扱います。

第9条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援・交通・通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、G・I・NETインターネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

2. 当社は、契約者が当社所有の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

3. 制限の基準は別表3に定めるとおりとします。

第10条（利用の中止）

当社は、次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの提供を中止することがあります。

- ①当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- ②当社が設備する電気通信設備の障害等やむを得ない事情があるとき
- ③第9条により通信利用の制限を行っているとき

2. 当社は、G・I・NETインターネットサービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨並びに理由及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第11条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの提供を停止することがあります。

- ①G・I・NETインターネットサービスの債務の支払いを怠ったとき
- ②第6条の2項又は第8条の2項に違反したとき
- ③誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法にG・I・NETインターネットサービスを利用したとき
- ④当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてG・I・NETインターネットサービスを利用したとき
- ⑤前各号のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

第12条（当社が行う解約）

当社は、次に掲げる事由があるときは、G・I・NETインターネットサービスの契約を解除することがあります。

- ①第11条の規定において、G・I・NETインターネットサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき
- ②第11条の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

第13条（契約者が行う解約）

契約者は、当社に対し契約を解約しようとするときは、その旨を原則書面で通知することにより解約できます。

2. 解約は、当該届出通知があった日から30日を経過する日、もしくは契約者が当該届出通知により解約を指定した日のいずれか遅い日を解約日とします。

第14条（利用料金）

G・I・NETインターネットサービスの利用料金は別表2に定めるとおりとします。

2. G・I・NETインターネットサービスの料金は、第5条の1項において契約の成立した日を起算日とし、別表2に定めるとおりの初期費用及び解約するまでの期間の利用料金の支払いを要します。

3. G・I・NETインターネットサービスの利用料金は、月額契約の場合は歴月に従い、別表2に定める金額のとおり請求します。

第15条（初期費用）

G・I・NETインターネットサービスの初期費用は別表2に定めるとおりとします。

第16条（料金の支払方法）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金を、当社が指定する日までに指定する方法で支払うものとします。

第17条（割増金）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金の支払いを不法に免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として支払うものとし、支払い方法は第16条を準用します。

第18条（遅延損害金）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩4銭（年率14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を支払うものとし、支払方法は第16条を準用します。但し、当該債務が支払日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第19条（消費税）

契約者が当社に対しG・I・NETインターネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により消費税が賦課されるときは、契約者は、当該支払い債務を支払う際に課税される消費税相当額を併せて支払うものとします。

第20条（電気通信回線）

ダイヤルアップIP接続サービスおよびフレッツ接続等に係る回線は、契約者において第一種電気通信事業者と契約するものとし、又必要となる費用は契約者が負担する。

2. 前項の回線の変更がある場合、変更の3ヶ月前までに当社所定の変更届書に記載し提出します。
3. 回線の変更については、第5条を準用して取り扱います。

第21条（技術的事情）

ダイヤルアップIP接続サービスには、接続に使用するソフトウェアはRFC1548又はRFC1570で定められたプロトコルに準拠したPPPソフトウェアを使用し、モデムはV.22,V.32,V.34、ターミナルアダプタ（TA）は同期64kの通信規格に対応するものを使用していただきます。

第22条（情報の管理）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスを利用して受信し、送信する情報については、G・I・NETインターネットサービスの設備又は故障によるその消失を防止するための措置をとっていただきます。

第23条（損害賠償の範囲）

第一種電気通信事業者又は国外の電気通信事業者の責めに帰すべき事由を原因として利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対しその請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者又は国外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます）を限度として、損害の賠償をいたします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害を合計した額が損害限度額を越えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第24条（免責）

当社は、前条第1項の場合を除き、契約者がG・I・NETインターネットサービスの利用に関して被った損害に対し、当社は一切の責めを負いません。

2. G・I・NETインターネットサービスを利用して流された情報の結果、その情報が名誉毀損あるいは損害賠償等の起訴対象となり得る場合、当社がその情報を事前に知っていたか否かに係わらず、当社はその一切の責めを負いません。

第25条（機密保持）

契約者及び当社は、G・I・NETインターネットサービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

2. 前項の規定は、G・I・NETインターネットサービスの契約が終了した後も継続するものとします。

付則

この契約約款は平成8年6月3日から実施します。

この改正規定は、平成23年11月8日から実施します。

別表1 G・I・NETインターネットサービスの種類とその内容

1. インターネット接続サービス

(1) インターネット接続サービス

当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線等を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

種 類	品 目	内 容
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード	～200Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 200Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光プレミアムファミリー フレッツ接続サービス (B フレッツ)	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ接続サービス (ISDN・ADSL)	～47Mbps	公衆回線(IP 通信網)で接続し 47Mbps までの符号伝送が可能なもの
ダイヤルアップ IP 接続サービス	アナログ	～56kbps 公衆回線で接続し、56kbps までの符号伝送が可能なもの
	デジタル	64kbps I N S 6 4 で接続し、64kbps までの符号伝送が可能なもの

※ フレッツ接続サービスについては、NTT 西日本が提供するフレッツ ISDN・フレッツ ADSL・B フレッツ・フレッツ光プレミアム・フレッツ光ネクストサービスの契約が別途必要

(2) メールサービス

電子メールのサービス

※ 3 アカウントまで取得可能 (1 メールアカウントの最大容量は無制限、保存期間は100日)

2. インターネット接続ライトサービス

当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線等を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

種 類	品 目	内 容
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード	～200Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 200Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光プレミアムファミリー フレッツ接続サービス (B フレッツ)	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ接続サービス (ISDN・ADSL)	～47Mbps	公衆回線(IP 通信網)で接続し 47Mbps までの符号伝送が可能なもの
ダイヤルアップ IP 接続サービス	アナログ	～56kbps 公衆回線で接続し、56kbps までの符号伝送が可能なもの
	デジタル	64kbps I N S 6 4 で接続し、64kbps までの符号伝送が可能なもの

※ フレッツ接続サービスについては、NTT 西日本が提供するフレッツ ISDN・フレッツ ADSL・B フレッツ・フレッツ光プレミアム・フレッツ光ネクストサービスの契約が別途必要

3. ホームページエリアレンタルサービス

当社のサーバ機器にホームページコンテンツを保管し、インターネットにて情報提供を行うサービス。

4. オプションサービス

(1) 追加メールサービス (インターネット接続サービスのみ)

1つのIP接続サービスに対し、メールアカウントを追加するサービス
(※最大追加数は5つまで)

(2) Web フィルタリングサービス

危険・有害なホームページへのアクセスを遮断するサービス

(3) 固定IPアドレスサービス

フレッツ接続サービスにて割り当てられるIPアドレスを固定にするサービス

別表2 利用料金（税込）

1. インターネット接続サービス

(1) 初期費用

種 類	単位	初期費用
アナログ／デジタル フレッツ／Bフレッツ／ フレッツ光プレミアムファミリー／ フレッツ光ネクストファミリー・ハイ スピード／フレッツ光ネクストファ ミリー	1 契約	3, 150円

(2) 基本料金

種 類	単位	基本料金
アナログ／デジタル	1 契約	1, 365円／月 ・ 15, 015円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 155円／月 ・ 12, 705円／年
フレッツ (ISDN,ADSL)	1 契約	1, 995円／月 ・ 21, 945円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 785円／月 ・ 19, 635円／年
フレッツ光プレミアムファミリー	1 契約	2, 100円／月 ・ 23, 100円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 890円／月 ・ 20, 790円／年
Bフレッツ (ファミリー100)	1 契約	2, 100円／月 ・ 23, 100円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 890円／月 ・ 20, 790円／年
Bフレッツ (ベーシック)	1 契約	6, 825円／月 ・ 75, 075円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	6, 615円／月 ・ 72, 765円／年
フレッツ光 ネクストファミリー・ハイスピード	1 契約	2, 100円／月 ・ 23, 100円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 890円／月 ・ 20, 790円／年
フレッツ光ネクストファミリー	1 契約	2, 100円／月 ・ 23, 100円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 890円／月 ・ 20, 790円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

(3) オプション

(a) 追加メールサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 050円

基本料金

単 位	基本料金
1 アカウント	210円／月

(b) Web フィルタリングサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 050円

基本料金

種 類	単 位	基本料金
家庭向け	1ライセンス	210円/月
企業向け	1シリアル	315円/月

※家庭向け 複数のパソコンにインストール可能

※企業向け パソコン9台までにインストール可能

10台目からは1台追加ごとに1シリアル必要

(c)固定IPアドレスサービス

初期費用

単 位	初期費用
1個	2,100円
8個・16個	9,450円

基本料金

種 類	単 位	基本料金
フレッツ ISDN	1個	1,575円/月
	8個	4,200円/月
フレッツ ADSL	1個	1,575円/月
	8個	8,400円/月
	16個	16,800円/月
フレッツ光 プレミアムファミリー	1個	2,100円/月
	8個	12,600円/月
Bフレッツ ファミリー	1個	2,100円/月
	8個	12,600円/月
Bフレッツ ベーシック	1個	10,500円/月
	8個	16,800円/月
	16個	33,600円/月
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード	1個	2,100円/月
	8個	12,600円/月
フレッツ光 ネクストファミリー	1個	2,100円/月
	8個	12,600円/月

※契約者に於いて、第一種電気通信事業者へ回線使用料及び回線終端装置使用料を支払って頂きます。

2. インターネット接続ライトサービス

(1) 初期費用

種 類	単位	初期費用
アナログ/デジタル フレッツ/Bフレッツ/ フレッツ光プレミアムファミリー/ フレッツ光ネクストファミリー・ハイ スピード/フレッツ光ネクストファ ミリー	1 契約	3, 150 円

(2) 基本料金

種 類	単位	基本料金
アナログ/デジタル	1 契約	840 円/月 ・ 9, 240 円/年
アナログ/デジタル	1 契約 (3 契約以上契約)	630 円/月 ・ 6, 930 円/年
フレッツ (ISDN,ADSL)	1 契約	1, 470 円/月 ・ 16, 170 円/年
フレッツ (ISDN,ADSL)	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 260 円/月 ・ 13, 860 円/年
フレッツ光プレミアムファミリー	1 契約	1, 575 円/月 ・ 17, 325 円/年
フレッツ光プレミアムファミリー	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 365 円/月 ・ 15, 015 円/年
Bフレッツ (ファミリー100)	1 契約	1, 575 円/月 ・ 17, 325 円/年
Bフレッツ (ファミリー100)	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 365 円/月 ・ 15, 015 円/年
Bフレッツ (ハーフ)	1 契約	6, 300 円/月 ・ 69, 300 円/年
Bフレッツ (ハーフ)	3 1 契約 (3 契約以上契約)	6, 090 円/月 ・ 66, 990 円/年
フレッツ光 ネクストファミリー・ハイスピード	1 契約	1, 575 円/月 ・ 17, 325 円/年
フレッツ光 ネクストファミリー・ハイスピード	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 365 円/月 ・ 15, 015 円/年
フレッツ光ネクストファミリー	1 契約	1, 575 円/月 ・ 17, 325 円/年
フレッツ光ネクストファミリー	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 365 円/月 ・ 15, 015 円/年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

(3) オプション

(a) Web フィルタリングサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 050 円

基本料金

種 類	単 位	基本料金
家庭向け	1 ライセンス	210 円/月
企業向け	1 シリアル	315 円/月

※家庭向け 複数のパソコンにインストール可能

※企業向け パソコン9台までにインストール可能

10台目からは1台追加ごとに1シリアル必要

(b)固定 IP アドレスサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 個	2, 1 0 0 円
8 個・16 個	9, 4 5 0 円

基本料金

種 類	単位	基本料金
フレッツ ISDN	1 個	1, 5 7 5 円/月
	8 個	4, 2 0 0 円/月
フレッツ ADSL	1 個	1, 5 7 5 円/月
	8 個	8, 4 0 0 円/月
	16 個	1 6, 8 0 0 円/月
フレッツ光 プレミアムファミリー	1 個	2, 1 0 0 円/月
	8 個	1 2, 6 0 0 円/月
B フレッツ ファミリー	1 個	2, 1 0 0 円/月
	8 個	1 2, 6 0 0 円/月
B フレッツ ベーシック	1 個	1 0, 5 0 0 円/月
	8 個	1 6, 8 0 0 円/月
	16 個	3 3, 6 0 0 円/月
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード	1 個	2, 1 0 0 円/月
	8 個	1 2, 6 0 0 円/月
フレッツ光 ネクストファミリー	1 個	2, 1 0 0 円/月
	8 個	1 2, 6 0 0 円/月

※契約者に於いて、第一種電気通信事業者へ回線使用料及び回線終端装置使用料を支払って頂きます。

3. ホームページエリアレンタルサービス

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	3, 1 5 0 円

(2) 基本料金

単 位	基本料金
5 0 M B	5, 2 5 0 円/月 ・ 5 7, 7 5 0 円/年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

(3) オプション

(a) 独自ドメインサービス

初期費用

単 位	ドメイン	初期費用
1 契約	. c o . j p	1 1, 5 5 0 円
1 契約	. j p	1 1, 5 5 0 円
1 契約	. c o m	6, 3 0 0 円
1 契約	. i n f o	6, 3 0 0 円
1 契約	. b i z	6, 3 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	1, 0 5 0 円/月

(b)追加ホームページエリアレンタルサービス

基本料金

単 位	基本料金
5 0 MB	2, 1 0 0 円/月

4. ホームページエリアレンタルライトサービス

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	3, 1 5 0 円

(3) 基本料金

単 位	基本料金
2 0 MB	1, 0 5 0 円/月 ・ 1 1, 5 5 0 円/年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

(3) オプション

(a)独自ドメインサービス

初期費用

単 位	ドメイン	初期費用
1 契約	. c o . j p	1 1, 5 5 0 円
1 契約	. j p	1 1, 5 5 0 円
1 契約	. c o m	6, 3 0 0 円
1 契約	. i n f o	6, 3 0 0 円
1 契約	. b i z	6, 3 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	1, 0 5 0 円/月

(b)追加ホームページエリアレンタルサービス

基本料金

単 位	基本料金
2 0 MB	2, 1 0 0 円/月

5. サービスパック

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	2 6, 2 5 0 円

(2) 基本料金

種 類	単 位	基本料金
HP100	1契約	10,500円/月 ・ 115,500円/年
MAIL50	1契約	10,500円/月 ・ 115,500円/年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

(3) オプション

(a) Webマーキング管理サービス

初期費用

単 位	初期費用
1契約	21,000円

基本料金

単 位	基本料金
1契約	5,250円/月

別表3 帯域制御の運用基準

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

- ①任意の1週間以内で、上り30GByte超過/日が1回以上あり、かつその翌々1週間内で、上り30GByte超過/日が1回以上発生した場合
 - ②過去に帯域制御を実施し、解除後再度、上り30GByte超過/日が1回以上発生した場合
- 以上の措置は、フレッツ接続サービス（基本サービス）に限ります。
2. 上記の各号に該当した場合、翌々週火曜日0:00から、当該ユーザIDの通信に対し、上り全通信に、2.8Mbpsの帯域制限を適用します。